

いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

2019年10月1日からの消費税の軽減税率について

いよいよ10月1日から消費税（8%から10%）の引き上げと、軽減税率の導入が始まります。今回は、軽減税率（8%）の対象となる取引のうち、迷いそうなものについて見てみます。

1. 社員食堂での飲食料品の提供	・ 社員食堂で提供する食事は	10%
2. セルフサービスの飲食店	・ セルフサービスの飲食店での飲食は ・ ただしフードコートの自販機でのお茶やパンの販売は	10% 8%
3. 屋台での飲食料品の提供	・ 屋台のおでん屋やラーメン屋での飲食料品の提供は ・ テーブル、椅子などを設置せずに行う縁日などにおける屋台のお好み焼きや焼きそばの販売は	10% 8%
4. 出前・宅配・弁当の配達	・ そばの出前、ピザの宅配、お弁当の配達は	8%
5. 添加物の販売	・ 食品の製造において使用する「添加物」の販売は	8%
6. 金箔の販売	・ 食品添加物の「金箔」の販売は	8%
7. 健康食品、美容食品等の販売	・ 特定保健用食品、栄養機能食品、健康食品、美容食品などの販売は	8%
8. 桐の箱の容器	・ 果実を専用の桐の箱に入れて販売しています。 このような桐の箱も通常必要な容器として	8%
9. お菓子用の包装紙の仕入れ	・ お菓子の製造卸売業を営んでおり、製造したお菓子を個別包装し、箱詰めにして販売しています。お菓子の製造に必要な資材（原材料）である個別包装の包装紙の仕入れは	10%
10. レストランへの食材の販売	・ 食品卸売業を営んでいます。当社の取引先であるレストランに対して、そのレストラン内で提供する食事の食材を販売していますが、この場合は	8%
11. 飲食料品の譲渡に要する送料	・ 飲食料品の譲渡に要する送料については	10%